

月三日頃迄に發會式舉行致度候に付横濱側を代表せられ大至急御下神有之度此段得貴意候 敬具
追て常方の準備の都合も有之候へば御出發の折豫め御一報有之度候

四二

通 知

大正十年三月十日

日本海員組合創立事務所
副委員長 龜井 司

拜啓

毎度御多忙中甚だ御迷惑には候へ共至急御相談申上度儀有之候へば本日午後六時迄に是非御出席相成
度此段御案内申上候也

創立委員田口源記殿	醍醐資祐殿
山下鷹次郎殿	松元徳三殿
福森庄太郎殿	三和國章殿
宮崎勝之殿	溝口傳殿
木村松殿	

時 臨 相 談 會 決 議

日本海員組合創立事務所に於て大正十年三月十一日午後七時開會

議 案

- 一、組合事務所借入の件
- 一、看板作製に關する件
- 一、實行委員務勤の件

出 席 者

龜井司氏、三和國章氏、宮崎勝之氏、醍醐資祐氏、松元徳三氏、横山孫作氏、福森庄太郎氏、溝口
傳氏、鶴野隆一氏、北野勇吉氏
第一項に關し各實行委員に依り適當なる家屋物色中榮町六丁目六榮館内に約十三坪の間と九坪の二間
にして家賃百七拾圓の貸間あり右は組合本部として適當なる事務所と認め交渉委員を派し借入る事を
可決す但し交渉委員として

龜井、醍醐、松本、宮崎、北野の五氏を舉ぐ

第二項「日本海員組合本部」以上の形式を以て組合長檜崎氏代理都竹要次郎氏に相談の上作製する事
第三項第一項に依る六榮館内借入事務所確定後に於て各委員は自午前十時至午後五時迄毎日勤務する事を
可決す

大正十年三月十一日

四三